

# 第七次御嵩町行政改革大綱

令和3年度～令和7年度



御 嵩 町

## 目 次

第1章 第七次行政改革大綱策定の背景 .....	1
1 行政改革の背景 .....	1
2 行政運営の現状と課題 .....	3
第2章 大綱の期間 .....	6
第3章 改革の基本的な考え方 .....	7
1 改革の目標 .....	7
2 改革の基本方針 .....	7
(1) 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営 .....	8
(2) 自立と波及効果を目指す財政運営 .....	8
第4章 実施項目 .....	10
1 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営の推進 .....	11
(1) 行政の説明責任と透明性向上 .....	11
(2) 町民と協働したまちづくりの推進 .....	11
(3) 人材の確保と職員のスキルアップの推進 .....	12
2 自立と波及効果を目指す財政運営の推進 .....	13
(1) 財政基盤の強化 .....	13
(2) 行政サービスのマネジメント強化 .....	13
(3) 効果的かつ効率的な財政運営 .....	14
第5章 改革の推進体制 .....	15
資料編	
1 本町の人口等の現状 .....	16
(1) 人口の推移 .....	16

(2) 人口ピラミッド .....	17
(3) 自然増減・社会増減 .....	17
(4) 有配偶率・労働力率 .....	18
(5) 町内就業率・昼夜間人口 .....	19
(6) 産業分類別従事者 .....	19
(7) 産業分類別特化係数 .....	20
(8) 製造品出荷額等 .....	21
(9) 商店数・商品販売額 .....	21
(10) 観光入込客数 .....	22
2 本町の財政等の現状 .....	23
3 御嵩町行政改革推進委員会設置条例 .....	25
4 御嵩町行政改革推進委員会の経過 .....	26
5 諒問書 .....	27
6 答申書 .....	28
7 御嵩町行政改革推進委員会委員名簿 .....	29

# 第1章 第七次行政改革大綱策定の背景

## 1 行政改革の背景

本町では、昭和 60(1985)年に第一次行政改革大綱を策定し、以後第六次まで改定を重ね、行政改革を推進してきました。平成 28(2016)年 3 月に策定した「第六次御嵩町行政改革大綱」では、「町民ニーズに対応した柔軟な行政運営」と「自立を目指す財政運営」を基本方針として、町民と協働しながらの行政改革を目指してきました。

この間、社会経済情勢の変化とともに、行政ニーズや本町を取り巻く課題も多様化しており、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症<sup>\*1</sup>対策とともに、新たなまちづくりへの転換も必要になっています。

町行政を効率的、効果的に進めるために、引き続き町民とともに行政改革を推進することが求められています。第七次行政改革大綱では、次の点に留意しながら、町民が幸福に暮らし続けるためのまちづくりを支えていく行政の確立を目指します。

### ア) 人口減少・少子高齢化の進展と対策

日本では一部を除き全体的に人口減少に転じており、また、少子高齢化が一層進むことが予想されます。このため、本町の資源を十分に生かしながら、子育て支援、雇用創出、定住促進などの人口対策を今後も進めることができます。

同時に、人口減少社会や少子高齢化の進展という現実に向き合って、これに適応するための地域の再生が必要になっており、対策と適応を同時に進めることが必要になっています。

### イ) 地方創生として地方が自ら稼ぐ力が求められていること

令和元(2019)年度に策定した「第2期みたけ創生!!総合戦略<sup>\*2</sup>」では、「『きずな』と『つなぎ』でみたけ創生」を目指して、「『ひと』、『こと』、『もの』の縁結び」を理念として掲げています。

これにより、定住や移住の促進のみならず、本町を舞台に人のつながりをつくる「関係人口<sup>\*3</sup>」の創出を目指すとともに、こうしたつながりを生かしたふるさと納税制度やガバメントクラウドファンディング(GCF)<sup>\*4</sup>などによる収入の確保が求められます。

### ウ) 新型コロナウイルス感染症からの地域経済の再生

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済への打撃は大きく、感染症対策とともに、経済の復興が大きな課題となっています。感染拡大防止のため提唱された「新しい生活様式<sup>\*5</sup>」が求められるとともに、それを契機としてより快適で持続性が高い

生活や働き方に転換することが課題です。また、観光などで本町を訪問する外国人は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症による観光業への影響はそれをかき消すものであり、新たな観光・交流も求められています。

#### エ) IoT<sup>\*6</sup>や AI<sup>\*7</sup>などの技術革新

第六次行政改革大綱の計画期間においては、国において「Society 5.0<sup>\*8</sup>」が提唱され、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにならない新たな社会経済の創出が目指されています。また、AIの導入や、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化などに伴う課題の解決が期待されています。

こうした社会の変革により一人一人が快適で活躍できる社会を目指す中で、町行政においても積極的に新技術の導入を図るとともに、町全体で Society 5.0 の実現を目指します。

#### オ) 重点課題への対応

本町では昭和 40 年代に閉山となった亜炭鉱廃坑跡の陥没が度々発生しており、この対策は強く求められています。これに対し、平成 26(2014)年度より「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業」をはじめとして防災工事を展開していますが、今後も亜炭鉱廃坑対策の推進が大きな課題です。

また、町民の安全確保のために防災対策も引き続いて重要な課題であり、町民が親しみやすく防災拠点としての目的をはじめとした新庁舎や関連施設の整備も重要な課題となっています。

#### 《用語》

- \* 1 新型コロナウイルス感染症：令和 2(2020)年当初より世界的に急速に拡大した新型コロナウイルスによる感染症で、国際的には COVID-19 と呼ばれている。本計画策定時においては、感染経路や治療法、後遺症などにおいて、多くの部分が明らかになっておらず、ワクチン開発などの対策が進められている。
- \* 2 みたけ創生!!総合戦略：まち・ひと・しごと創生法に基づき本町が策定した「地方版総合戦略」で、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までを計画期間とした「第1期」と、令和2(2020)年度から令和 6(2024)年度までを計画期間とした「第2期」がある。地方創生(少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、地域において住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会の維持を目指すもの)を効果的に進めるための総合的な戦略を示している。
- \* 3 関係人口：「観光以上移住未満」と例えられる、居住はしていないが特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のことを指す。地域外の人材である関係人口が地域づくりの担い手として活躍することが期待されている。
- \* 4 ガバメントクラウドファンディング：インターネットを通して活動や夢を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募るクラウドファンディングを地方自治体がを行い、共感した人から資金を募るしくみ。
- \* 5 新しい生活様式：新型コロナウイルス感染症（\* 1 参照）の感染拡大防止のため、厚生労働省がこれからの日常生活において取り入れていただきたい実践例を示したもの。

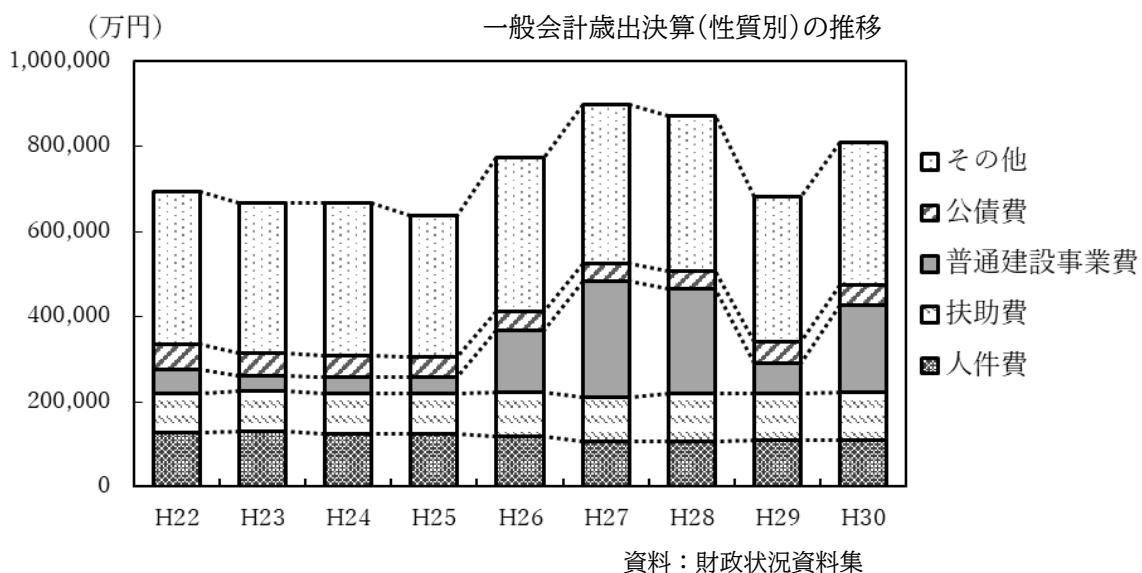
- \* 6 IoT : Internet of Things の略で「モノのインターネット」と解され、あらゆるものがインターネットを経由して通信することを指す。
- \* 7 AI : Artificial Intelligence の略で「人工知能」を指し、人間の知的能力をコンピュータ上で実現するもの。
- \* 8 Society5.0 : 狩猟社会(Society1.0)農耕社会(Society2.0)工業社会(Society3.0)情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を目指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

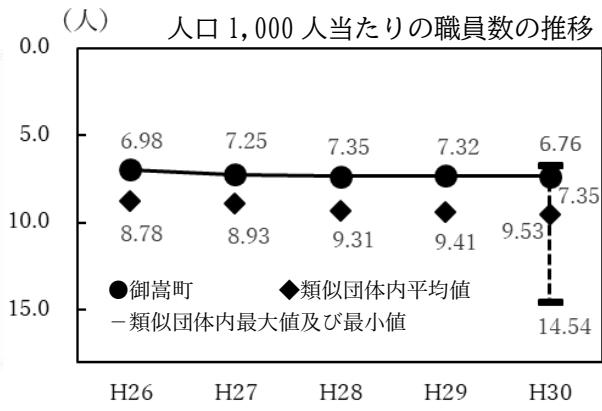
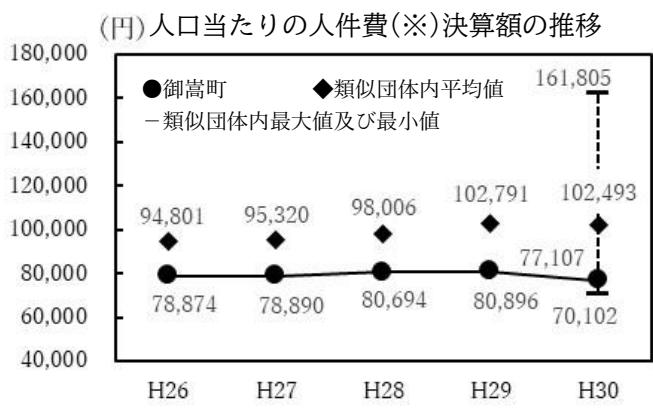
## 2 行政運営の現状と課題

本町の一般会計決算は、平成26(2014)年度より亜炭鉱廃坑跡の防災工事に係る補助を受け事業を展開するなど近年は増加傾向にあり、およそ80億円規模の決算となっています。

性質別の内訳をみると、平成26(2014)年度以降、前述の防災工事に係る費用の影響などにより、普通建設事業費<sup>\*1</sup>が大幅に増加しています。防災工事のほか、新庁舎及び関連施設の整備を控え、この傾向は続くものと想定されます。また、扶助費<sup>\*2</sup>も増加傾向にあり、これは少子高齢化に伴う社会保障費の増加などが影響していると考えられ、この傾向も続くものと想定されます。

人件費については、民間委託や職員の適正配置を進めることにより政策的に削減を進めましたが、近年は横ばいの状況が続いています。職員数は減少が進みましたが、行政ニーズが多様化し、資金面、人材面と厳しい状況が続き、まさに「課題は無限、資源は有限」の状況といえます。





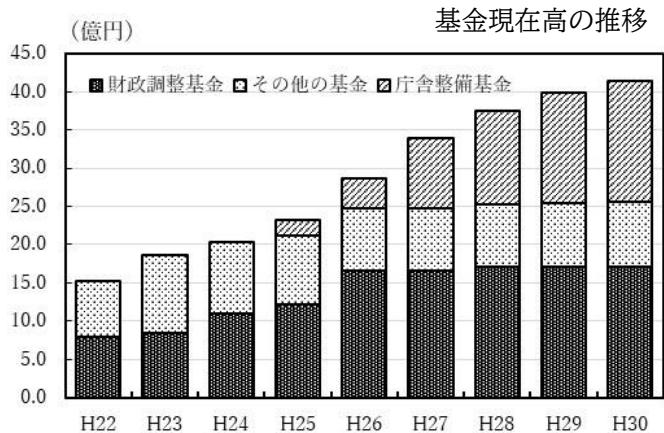
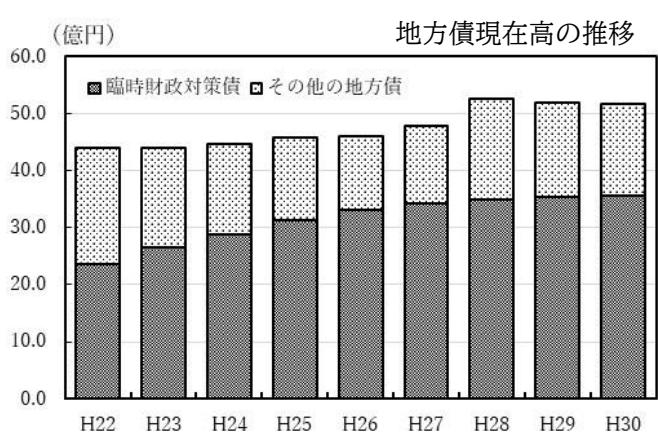
※人物費に準ずる費用を含む。

資料：財政状況資料集

また、政策的に削減してきた人物費等を類似団体<sup>\*3</sup>と比較すると、人物費の決算額は、類似団体の中でも、その平均値を下回る金額で推移しており、人口 1,000 人当たりの職員数も、類似団体の中では少ない状況で行政サービスを運営している状況にあります。

一方で、地方債現在高<sup>\*4</sup>を見ると、平成 30(2018)年度末において約 51.6 億円となっており、これを人口当たりに換算すると約 28.1 万円になります。岐阜県内においてはこの平均値が 35.2 万円となっており、県内平均より少ない状態で推移しています。臨時財政対策債<sup>\*5</sup>を除く本町の実質的な借入金の現在高は、平成 22(2010)年度の約 20.4 億円から平成 26(2014)年度には約 13.0 億円にまで減少しましたが、平成 30(2018)年度時点では約 16.0 億円となっています。滞在型農業体験施設（コミニカホテル四季の家）などの施設整備のほか、学校の空調設備設置などに借入を行っており、増加傾向となっています。

一方で、基金<sup>\*6</sup>の現在高は平成 30(2018)年度末で約 41.4 億円となっており、全体としては増加傾向にあります。これは、新庁舎などの整備事業に備え、庁舎整備基金の積み立てを継続して行っていることなどによるもので、財政調整基金<sup>\*7</sup>については、近年は横ばいの状況で推移しています。



資料：総務防災課

指定管理者制度の導入などによる民間活力の導入や適正な人員配置などにより、人件費をはじめとする歳出の削減は、類似団体等と比較しても一定の効果を見ることができます、人員の減少による人件費の削減には限界があるのも事実です。IoT\*8やAI\*9などの先進技術を活用し、業務効率化による人件費の削減にも積極的に取り組む必要があるといえます。

また、少子高齢化の進行により、歳入面では町税や地方交付税\*10の減少が想定されるとともに、社会保障費などの扶助費は増加している状況です。さらに、新庁舎及び関連施設の整備や公共施設の老朽化対策、亜炭鉱廃坑跡の防災工事など、大規模な財政支出が必要となることも見込まれます。必要な箇所には積極的な財政支出を行うことも重要ですが、補助金などの歳入の確保に努めることも必要といえます。

行財政を取り巻く状況が厳しさを増していく中で、これまで以上に町民と協働した行政改革が求められます。

#### «用語»

- \* 1 普通建設事業費：道路、橋りょう、河川等の公共土木関係施設や消防施設、学校等、公民館、公営住宅等の公用施設の新設、増設、改良事業や不動産取得等の投資的な事業費。
- \* 2 扶助費：住民福祉を支えるための経費で、法律や条例などに基づいて支出するもの。児童福祉、社会福祉等に要する経費。
- \* 3 類似団体：全国の市町村を人口及び産業構造等によって 35 のグループに分類したものから、本町と同じグループに属する団体。
- \* 4 地方債現在高：地方公共団体が資金調達のために行う長期借入（借金）の現在高。臨時突発的に多額の出費がある場合や、収益的な投資のように将来の世代にも、経費を負担させることが公平な場合等に、地方債を起こすことができる。
- \* 5 臨時財政対策債：地方債(\*4 参照)の一種で、その返済額が地方交付税(\*10 参照)の算定において計算され、実質的に国の負担となるもの。
- \* 6 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産。
- \* 7 財政調整基金：経済事情の変動や災害などによる支出、減収の際に充てることができる、自治体の実質的な貯金。
- \* 8 I o T : P3 参照。
- \* 9 A I : P3 参照。
- \* 10 地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため国から地方公共団体に交付される資金。全国一律の基準により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と、災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税がある。

## 第2章 大綱の期間

第七次行政改革大綱の実施期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

### 実施期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度

本町の行政改革大綱は、平成23(2011)年度に策定した第五次行政改革大綱と第四次総合計画\*1後期基本計画の実施期間を同様の期間として以降、行政改革と総合計画を同様の期間とし、これらの連動を目指してきました。第七次行政改革大綱の実施期間についても、第五次総合計画後期基本計画に基づくまちづくりとの連動を図るために、後期基本計画と同様の期間とします。

なお、計画期間中において経済情勢、行政環境に大きな変化があった場合は、大綱とその実施計画の見直しや数値目標などの再検討を行い、変化に早急に対応する改革内容に修正します。

#### 《用語》

\*1 総合計画：地方自治体が策定する行政運営の総合的な指針となる計画。本町においても行政計画の最上位計画に位置付けられている。

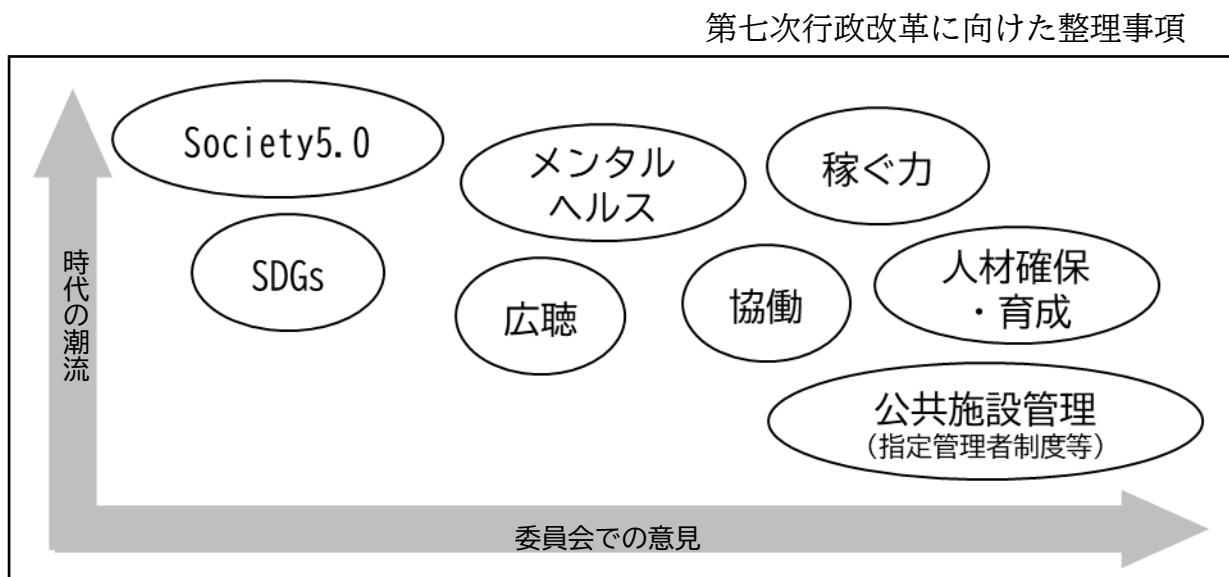
## 第3章 改革の基本的な考え方

### 1 改革の目標

第七次行政改革大綱では、第六次行政改革大綱で掲げた「町民とともに進める行政改革」、「町民との共創、協働」を目標として継続しつつ、その実施項目については、これまでの行政改革推進委員会及び第六次行政改革大綱策定後の時代の潮流に対応した内容とします。

### 2 改革の基本方針

第七次行政改革大綱の策定に向けては、行政改革推進委員会において、その目指す方向性や進め方について検討を重ね、第六次行政改革大綱で掲げた基本方針を継承しつつブラッシュアップを図ることとしました。特にブラッシュアップが必要な内容として、行政改革推進委員会での委員意見や時代の潮流に基づき、次のとおり整理しました。



これらを踏まえ、第七次行政改革大綱における基本方針を次の2点とします。

1. 「町民ニーズに対応した柔軟な行政運営」
2. 「自立と波及効果を目指す財政運営」

## （1）町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

社会経済情勢の変化に対応し、行財政運営や制度の点検・改善を行い、常に新しい行政システムを構想し実現していくことは、行政改革の根本的な事項です。

経済が右肩上がりの時代においては行政が多くの公共サービスを担うことができましたが、人口減少時代の中では、実質的な行財政運営により財源が縮小することを見据えた行財政運営が必要となります。このため、行政運営においては、組織の根幹となる人材の確保と育成に努め、そのスキルを最大限に発揮するよう、意識の醸成や適正な人員配置を徹底する必要があります。また、政策の形成においては町民とともに進めるとともに、その成果を適正に評価しながら進行を管理し、限られた費用の中で最大限の効果を発揮していくことが重要です。

こうしたことから、第七次行政改革大綱においては、町民や民間団体等との共創・協働の推進を念頭に、町民ファーストを前提とした施策を推進していくことが必要です。町民をはじめ地縁組織、各種団体、企業などが、行政と情報を共有するとともに、人材の育成を図りお互いの考え方や取組を理解しながら、協働のまちづくりを進め行政改革に結びつけます。

## （2）自立と波及効果を目指す財政運営

世界の目標として取組が拡大している SDGs<sup>\*1</sup>は、誰一人として取り残さないことを理念として、社会的包摂<sup>\*2</sup>や感染症対策などにも関連する目標といえます。さらに、国において提唱されている Society5.0<sup>\*3</sup>は、生活や産業にも大きな変革をもたらす可能性があります。これらの動きに行政として対応するとともに、町民や企業の取組を後押しする行財政運営が求められます。

こうした困難な課題に対処するためには、安心・安全の基盤を築き、その上に新しい活動が積極的に展開される土壤づくりが必要であり、財政基盤の一層の強化を目指します。そのため、公共施設について長期的な視野に立った総合的な管理を推進するとともに、適切な行政サービスの提供と新技術の活用による業務効率化など、歳出の抑制による財政負担の低減を図ることが必要です。

また、歳出の抑制だけでなく、定住施策や雇用の場の創出なども推進しながら歳入の確保に努め、ふるさと納税制度などを活用した、町税以外による歳入確保の推進も重要です。

このように、財政運営においては、歳出を減らすことのみではなく、歳入を確保する観点での運営を強化して、より自立性の高い行財政運営を目指します。また、自主財源の確保を進める多様な方策を推進するとともに、財政の見通しや計画的な調整を図ります。

## 改革の目標と基本方針

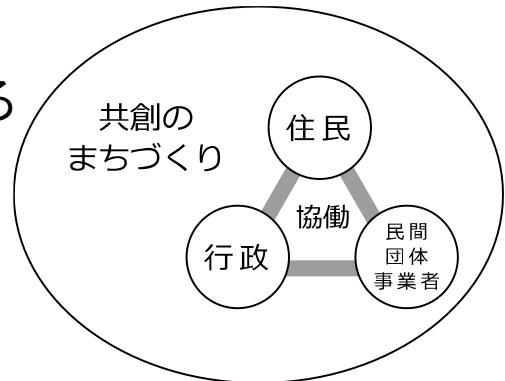
【目標】今まで以上に、

- ◎町民とともに進める行政改革
- ◎町民との共創、協働

→ 新たな生活と町を実現するための強い足腰づくり

【大綱の計画期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間



### 基本方針

#### 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

- ①行政の説明責任と透明性向上
- ②町民との協働したまちづくりの推進
- ③人材確保と職員のスキルアップの推進

#### 自立と波及効果を目指す財政運営

- ①財政基盤の強化
- ②行政サービスのマネジメント強化
- ③効果的かつ効率的な財政運営

### 《用語》

- \* 1 SDGs : Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」を指す。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、17の目標と169のターゲットで構成しており、国連加盟193か国が平成28(2016)年から令和12(2030)年の15年間でこれらの目標達成を掲げている。
- \* 2 社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々を含め、一人一人が排除や摩擦、孤独や孤立といった状況にならないよう、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方。
- \* 3 Society5.0 : P3 参照。

## 第4章 実施項目

第七次行政改革大綱においては、今まで以上に町民とともに行政改革を進めることを念頭に置きながら、町民ニーズに柔軟に対応した行政運営、自立と波及効果を目指す財政運営を進めます。

今まで以上に、

- ◎町民とともに行政改革を進める
- ◎より効果的な行財政運営を進める

### 1. 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

- (1) 行政の説明責任と透明性向上
  - 1-1 個人情報の保護の徹底と情報公開
  - 1-2 政策決定過程への住民参加の充実
- (2) 町民と協働したまちづくりの推進
  - 1-3 わかりやすい行政情報の発信と地域活動情報の集約
- (3) 人材確保と職員のスキルアップの推進
  - 1-4 職員定員適正化計画に基づく人材確保と適正な人事管理
  - 1-5 職員の心身の健康増進
  - 1-6 人材育成基本方針に基づいた職員の育成

### 2. 自立と波及効果を目指す財政運営

- (1) 財政基盤の強化
  - 2-1 事務事業評価の推進
  - 2-2 各種補助制度の見直し
  - 2-3 産業・創業の振興と雇用の創出
  - 2-4 町税等収納率の向上と歳入確保の推進
- (2) 行政サービスのマネジメント強化
  - 2-5 公共施設における適正な行政サービスの提供
  - 2-6 公共施設等総合管理計画の推進
- (3) 効果的かつ効率的な財政運営
  - 2-7 先進技術の導入による行政サービスの効率化

## （1）行政の説明責任と透明性向上

行政経営の公正と透明性を確保するため、個人情報の保護や情報公開により、行政手続きの適正な運営を図ります。

また、町民の理解を得て協働による施策・事業の推進を図るため、政策決定の過程や、施策の評価、事務事業の評価について住民参加による効果検証などを推進します。

	実施項目	実施概要（取組方向）
1-1	個人情報保護の徹底と情報公開	組織的、人的な意識づけと、物理的、技術的な情報セキュリティ対策の両面から、個人情報保護を徹底するとともに、情報公開に努めます。
1-2	政策決定過程への住民参加の充実	各種審議会・委員会の開催や計画づくりの過程において、公募による参加など、住民参加を促進します。

## （2）町民と協働したまちづくりの推進

行政情報・生活情報の提供のみならず、町民がまちづくりへ参加する意欲を引き出すために、行政のさまざまな情報について発信するとともに、町民と行政が情報を共有し活用できる環境を整え、町民がSNS\*1等を活用し自ら行政情報の発信主体となっていくことを目指します。

また、広報とともに広聴機能の充実を図ります。

	実施項目	実施概要（取組方向）
1-3	わかりやすい行政情報の発信と地域活動情報の集約	広報紙や町のホームページ、民間の情報媒体等を活用して、積極的な情報発信、情報の公表を行います。特に、住民が自ら情報発信を行いやすいSNSを活用した情報発信を促進します。 また、広報モニター等を活用しながら広聴機能の充実に努めます。

### 《用語》

\* 1 SNS : Social Networking Service の略で、web 上で社会的な繋がりを構築するサービスのこと。SNS を通じた交流が広がり、企業や自治体などにおいても利用が進んでいる。

### （3）人材確保と職員のスキルアップの推進

組織の根幹を支える人材育成は、本町においても不可欠なものとして展開していく必要があります。「人材育成基本方針」（平成29年3月改定）に基づき、時代や行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員を育成し、行政サービスの質の向上に取り組みます。

また、人材育成を行う前段階として、人材の確保と働きやすい職場環境の確立が必要です。人材の確保が困難になってきている現状を踏まえ、正職員のほか会計年度任用職員や職員の中途採用、退職職員の再雇用など多様な方策によって人材の確保に努めます。さらに、職場環境の向上のため、職員が心身ともに良好な状態で勤務を続けられるよう体制を確立します。

このようにして、町民の目線に立つことができる職員、新たな課題に挑戦する職員、町民から信頼される職員の育成を図ることで、より良い行政サービスの提供に努めます。

	実施項目	実施概要
1-4	職員定員適正化計画に基づく人材確保と適正な人事管理	職員定員適正化計画の推進とその見直しを行い、計画的な職員採用と積極的な広報による多様な方法の職員の確保を図ります。
1-5	職員の心身の健康増進	専門家等と連携しながら、メンタルヘルスのチェック機能や相談体制の強化を図ります。また、ライフワークバランスの実現やハラスメントの防止などにより職場環境の向上に努めます。
1-6	人材育成基本方針に基づいた職員の育成	職員の適材適所の職場配置を進めながら、人材の育成の強化を図ります。また、人材育成基本方針を適宜見直します。

## 2 自立と波及効果を目指す財政運営の推進

### (1) 財政基盤の強化

厳しい経済環境に対応しながら町民のニーズを踏まえた施策・事業を実施するために、事業のスクラップ・アンド・ビルトを推進します。第六次行政改革大綱に基づき試験的に進めてきた事業評価を制度として確立し、本町が支出している各種補助制度についても精査を進めます。

また、自主財源を確保するため、「みたけ創生!!総合戦略」に示す産業の創出やブランド開発など、産業・創業の振興を図るとともに、歳入については、収納率の向上のみならず、ふるさと納税制度に代表される寄附金などによる税収によらない収入の増加を図り、地域の競争力強化を目指します。

実施項目		実施概要
2-1	事務事業評価の推進	事業の見直しや終了について検討することで、事務事業の具体的な改善及び限られた財源で新たに必要な事業の推進を図るため、事務事業の評価を的確に実施することによって、事業の継続性及び見直しや終了について、都度検討を進めます。
2-2	各種補助制度の見直し	本町から支出している各種補助制度について、期間の設定や必要性の高い項目への重点化など検討を進めます。
2-3	産業・創業の振興と雇用の創出	成長産業の集積、雇用と財源確保につながる企業誘致を図るとともに、地域経済を支える人材の確保・育成に向けた、ふるさと教育など学生への教育を展開します。
2-4	町税等収納率の向上と歳入確保の推進	納税意識の高揚、各部署の横断的な徴収体制の強化などにより高い収納率の維持を目指すとともに、ふるさと納税制度等の積極的な活用により、本町の収入の多様化を図ります。

### (2) 行政サービスのマネジメント強化

第六次行政改革大綱で進めてきた民間活力の活用を継承しつつ、公共施設管理との連動性を考慮し、運営主体に関わらず適正な行政サービスを追求します。

公共施設の維持管理について、「御嵩町公共施設等総合管理計画」を踏まえて各公共施設の個別の施設計画について策定を進めるとともに、これに基づいてコスト意識を持って、長寿命化、規模の適正化、財政負担の標準化を図ります。

	実施項目	実施概要
2-5	公共施設における適正な行政サービスの提供	各公共施設の運営については、指定管理者制度や民間委託など民間活力の導入を検討しつつ、最適な行政サービスの運営方法を選択するとともに、適宜内容の改善をするなどして、質の高い行政サービスを提供します。
2-6	公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画を策定し、各施設のライフサイクルコストを示すとともに、これらに基づき、コスト意識を持って計画的に施設の維持管理等を進めます。

### （3）効果的かつ効率的な財政運営

I o T\*1やA I\*2など、各種先進技術の導入や押印の必要性の検討等を進め、情報化を促進することで、業務の効率化に繋げます。特定の事務に要する時間を削減することで、町民への行政サービスの向上とともに、文書の印刷や保管等に係る費用の削減を図ります。

また、環境モデル都市として、ごみとして廃棄される文書量の削減をより強固に推進します。

	実施項目	実施概要
2-7	先進技術の導入による行政サービスの効率化	I o TやA Iなどの先進技術を活用したR P A*3の導入を検討するとともに、情報化、電子化の促進によって行政文書における押印の廃止の検討、行政文書のペーパーレス化などを進めます。

#### «用語»

\* 1 I o T : P3 参照。

\* 2 A I : P3 参照。

\* 3 R P A : Robotic Process Automation の略で、人間がコンピュータ上で行っている提携作業をロボットで自動化すること。

## 第5章 改革の推進体制

町ホームページや広報紙などにより、町民に広く情報を公開し情報を共有していくとともに、町民の声を反映しながら、「御嵩町行政改革推進委員会」において改革の推進状況を評価して進行管理を行うことにより着実に取組を進めます。

また、町長を本部長とする「御嵩町行政改革推進本部」を継続し、PDCA(Plan 計画-Do 実施-Check チェック-Act 改善して実施)サイクルを着実に進めながら改革を強力に推進します。さらに、行政改革を推進していくうえでの課題等を検討する機関として、行政改革推進本部に職員で構成する専門部会を必要に応じて設置し、庁内横断的に行政改革に取り組みます。

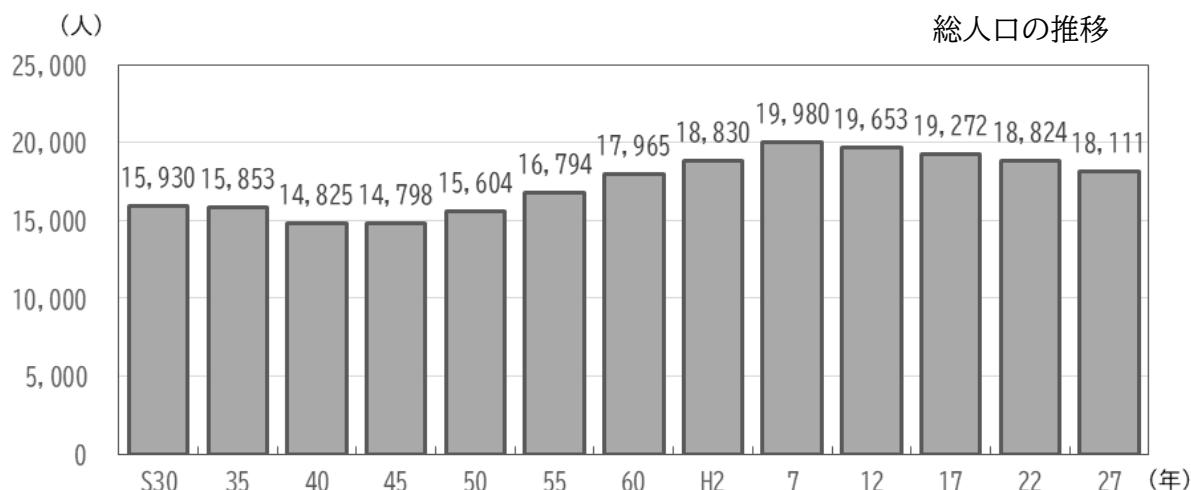
御嵩町行政改革推進委員会		御嵩町行政改革推進本部				
構 成	会長 副会長 委員	構 成	本部長 副本部長 本部員	町長 副町長・総務部長 教育長 企画調整担当参事 民生部長 建設部長 教育参事 企画課長 総務防災課長		
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・町長の諮問に応じて、行政改革大綱等行政改革の推進に関する重要事項の調査・審議</li><li>・取組の評価と進行管理</li><li>・行政改革の推進につき必要な助言等</li></ul>			<ul style="list-style-type: none"><li>・行政改革大綱の策定及び実施</li><li>・町民への情報公開・町民との情報共有</li><li>・職員提案の審査等</li><li>・その他行政改革に係る重要事項</li></ul>		

## 資料編

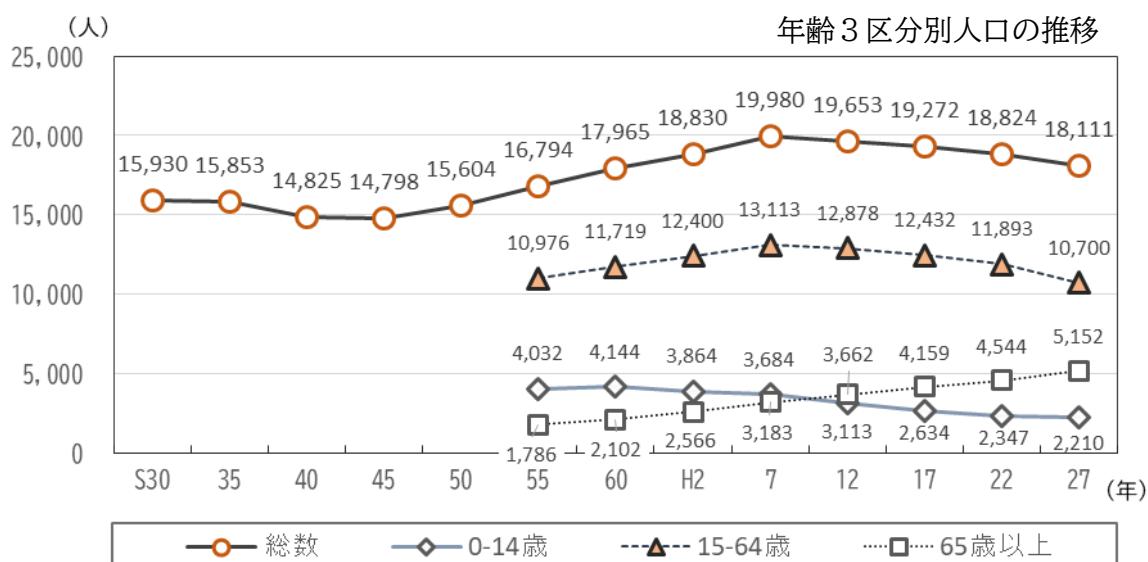
### 1 本町の人口等の現状

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は合併年である昭和 30(1955)年から昭和 45(1970)年にかけて減少、以降は増加で推移してきましたが、平成7(1995)年を境に再び減少に転じています。同時期に年少人口（0～14 歳人口）、高齢人口（65 歳以上人口）が逆転しており、人口減少とともに、少子・高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査

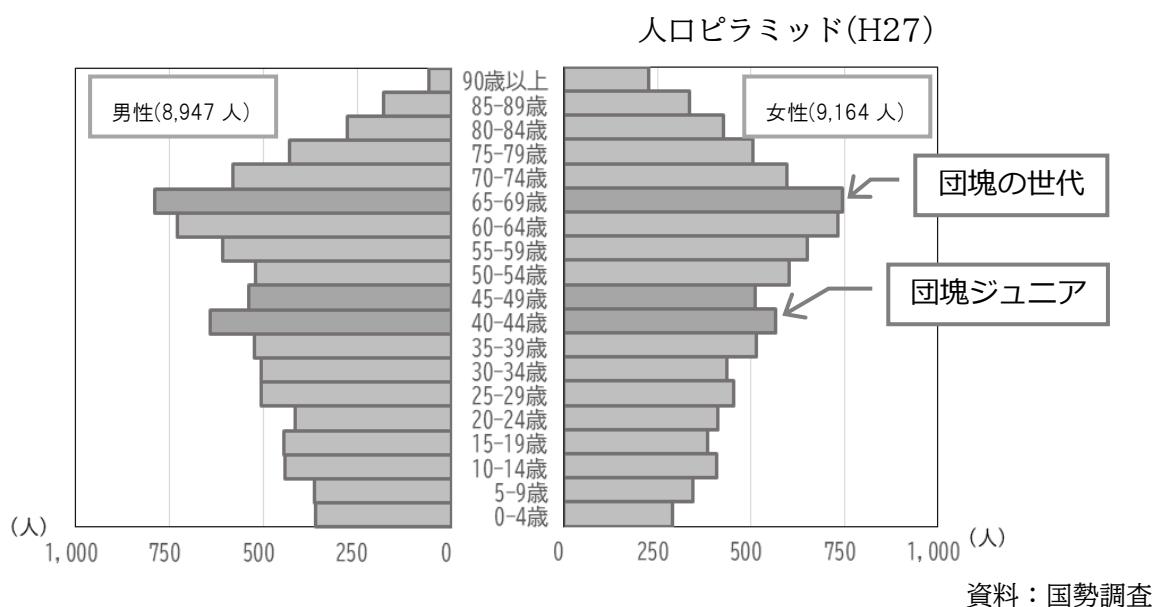


資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳人口を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない。

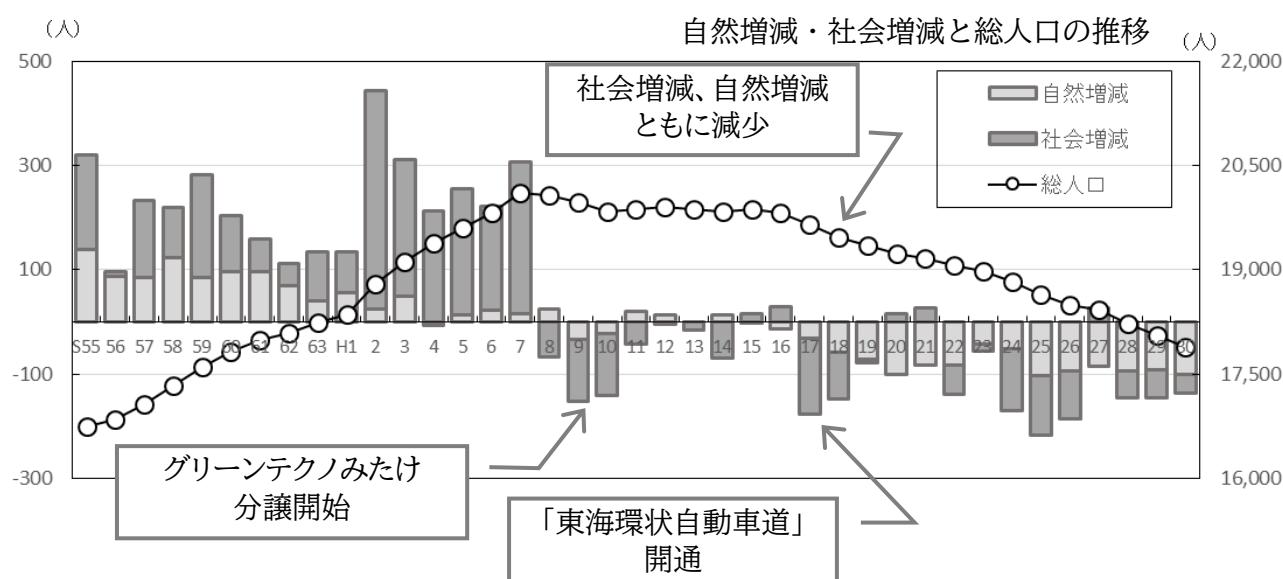
## （2）人口ピラミッド

団塊の世代が後期高齢者となる時期にさしかかっており、つぼ型の人口ピラミッドとなっています。また、いわゆる団塊ジュニア世代といわれる40歳代については、人口の膨らみが少し見られますが、それに対応する子どもの人口の膨らみがみられず、今後も少子・高齢化が進んでいくことが予想されます。



## （3）自然増減・社会増減

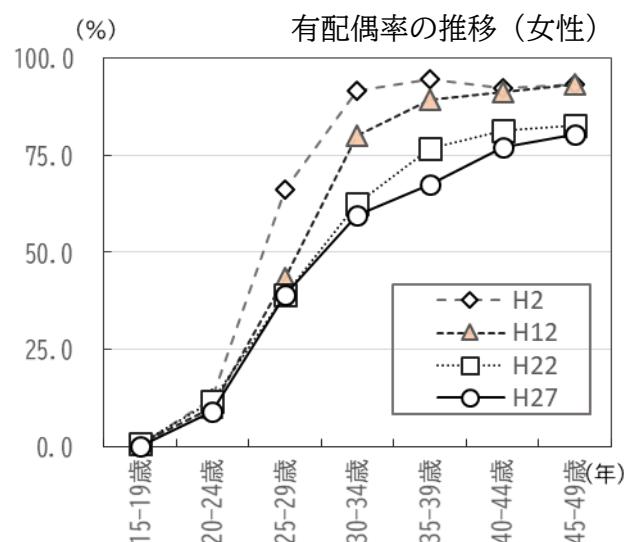
平成8(1996)年以降、社会増減は減少に転じており、平成17(2005)年以降は社会増減、自然増減とともに減少傾向にあることが、総人口の減少に影響を与えています。



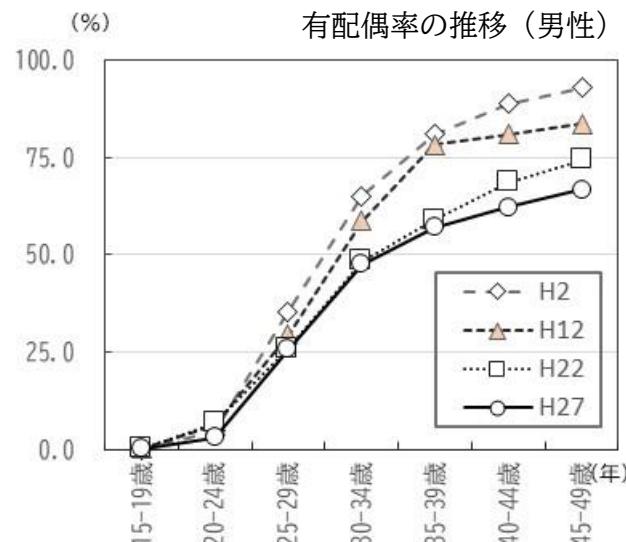
## (4) 有配偶率・労働力率

女性、男性ともに有配偶率は低下の傾向が強いですが、平成27(2015)年においては下げ止まりの傾向も見られます。

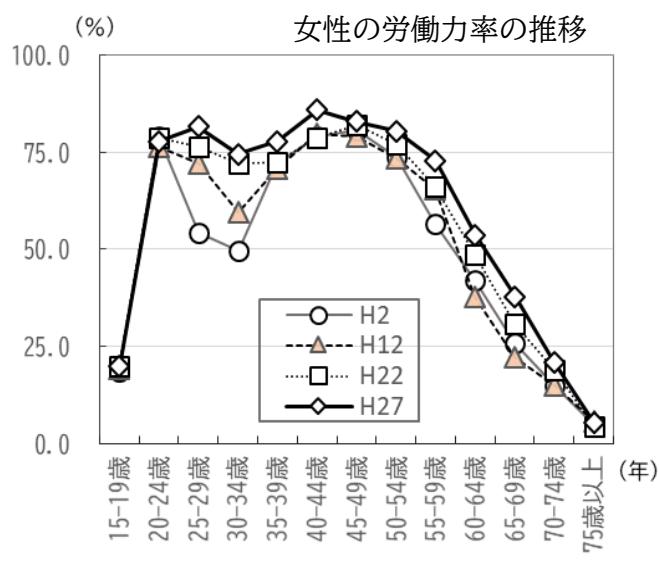
女性の労働力率は20歳代～30歳代の若い層について上昇しており、女性の就労が進んできていることがうかがえます。有配偶女性の労働力率は、国・県と比較すると、20歳代から50歳代にかけて有配偶女性の労働力率は高くなっています。



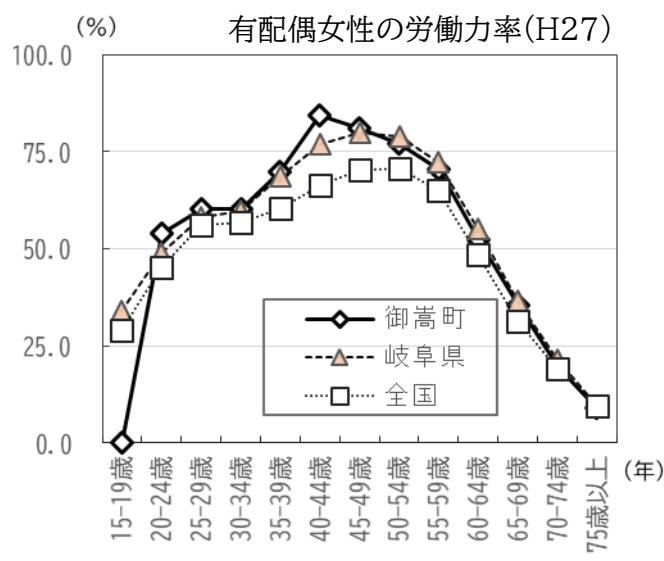
資料：国勢調査



資料：国勢調査



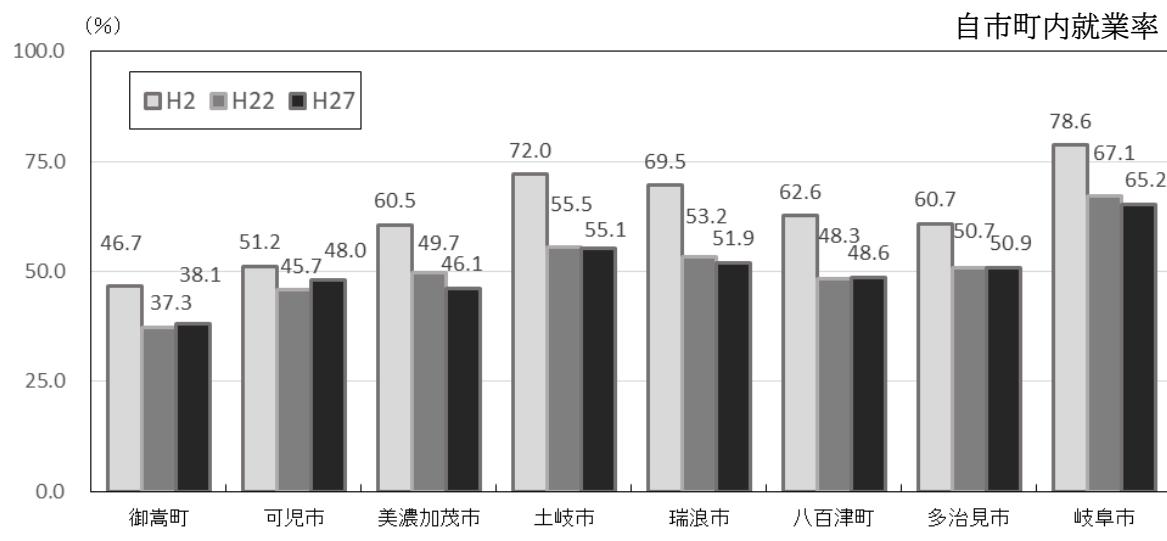
資料：国勢調査



資料：国勢調査

## （5）町内就業率・昼夜間人口

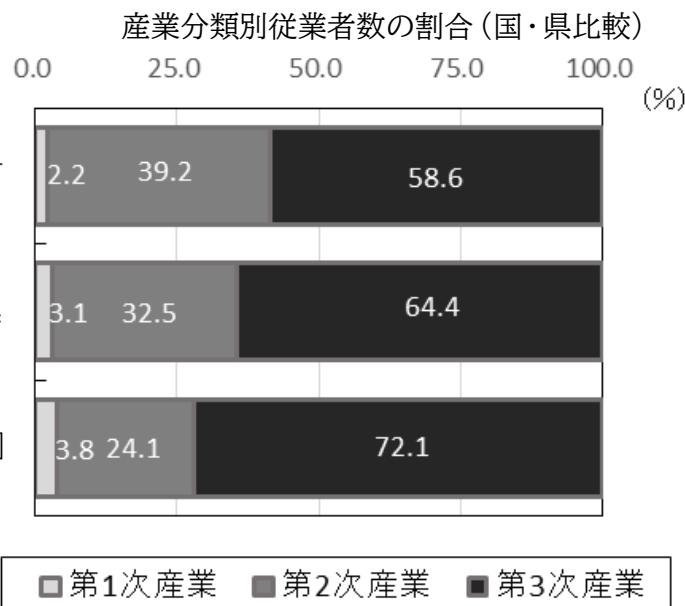
本町の自町内就業率は近隣市町と比較して低い状況です。町内工業団地においては、7割以上の従業員が町外から通勤している状況です。町内雇用を進めつつ、町外からの通勤者を定住につなげる必要があります。



資料：国勢調査

## （6）産業分類別従事者

町内2箇所の工業団地等の影響などを受け、国・県と比較して第2次産業の従業者割合が高くなっています。



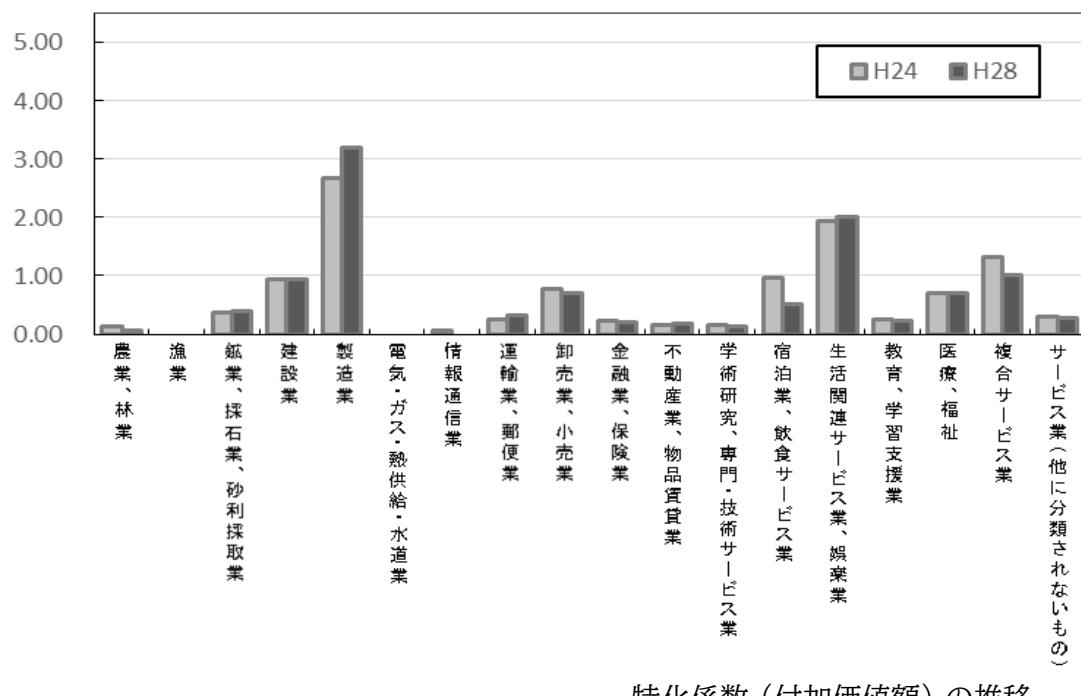
資料：国勢調査

## (7) 産業分類別特化係数

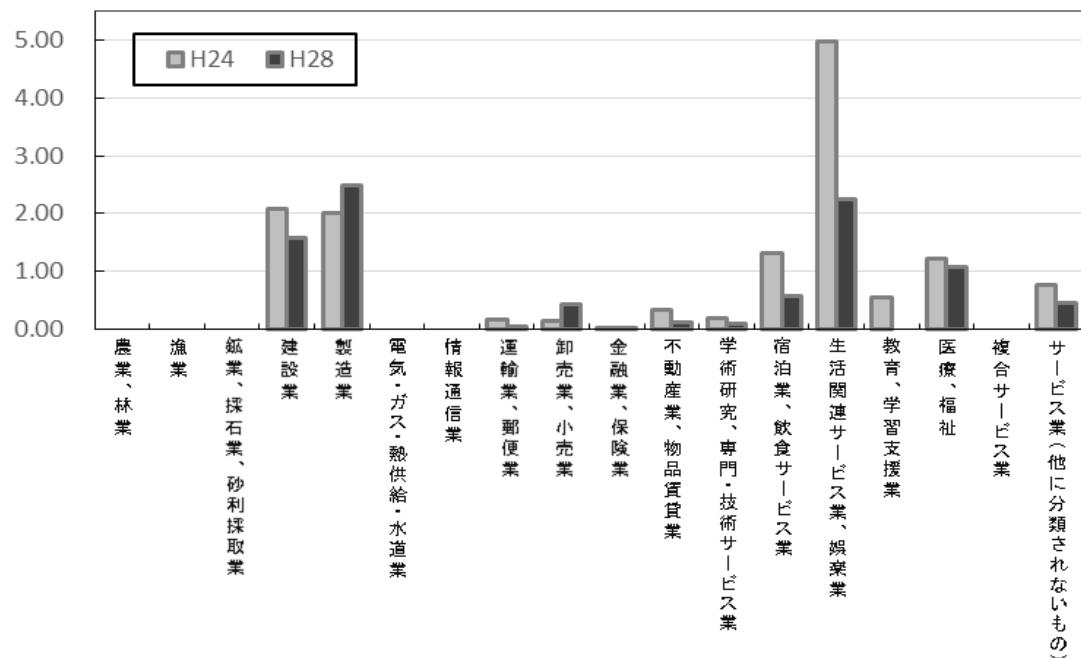
従業者数については、製造業及びゴルフ場に代表される生活関連サービス業、娯楽業への特化が大きく、これらに関連する業種への雇用が全国と比較して多いことがわかります。

付加価値額については、上記2業種のほか建設業の特化係数も高く、これらの業種を中心に全国と比較して「稼ぐ力」が大きいことがわかります。

特化係数（従業者数）【事業所単位】の推移



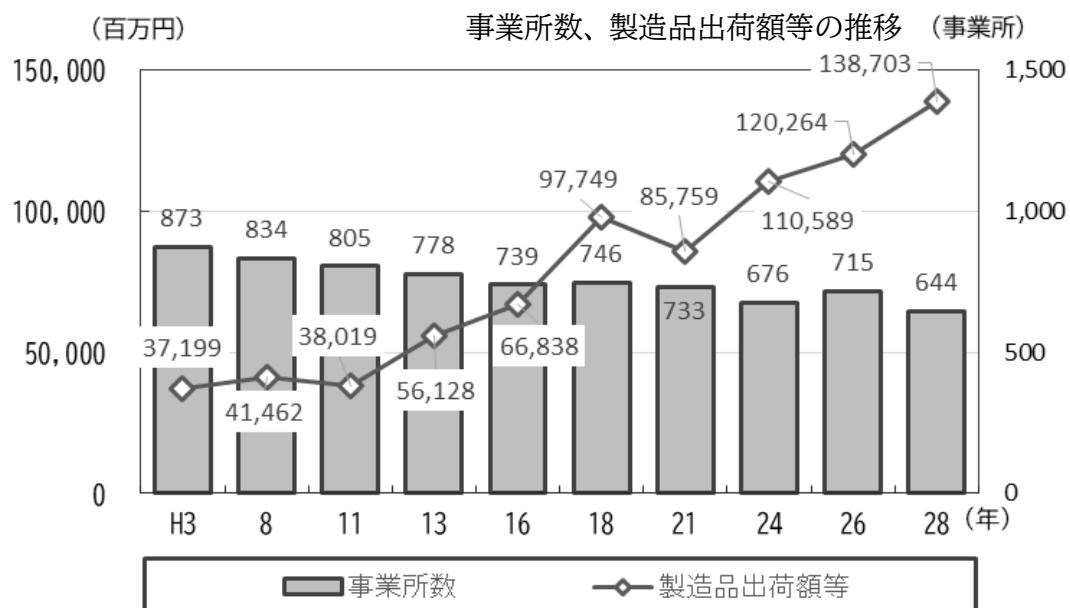
特化係数（付加価値額）の推移



資料：地域経済分析システム(RESAS)－稼ぐ力分析

## （8）製造品出荷額等

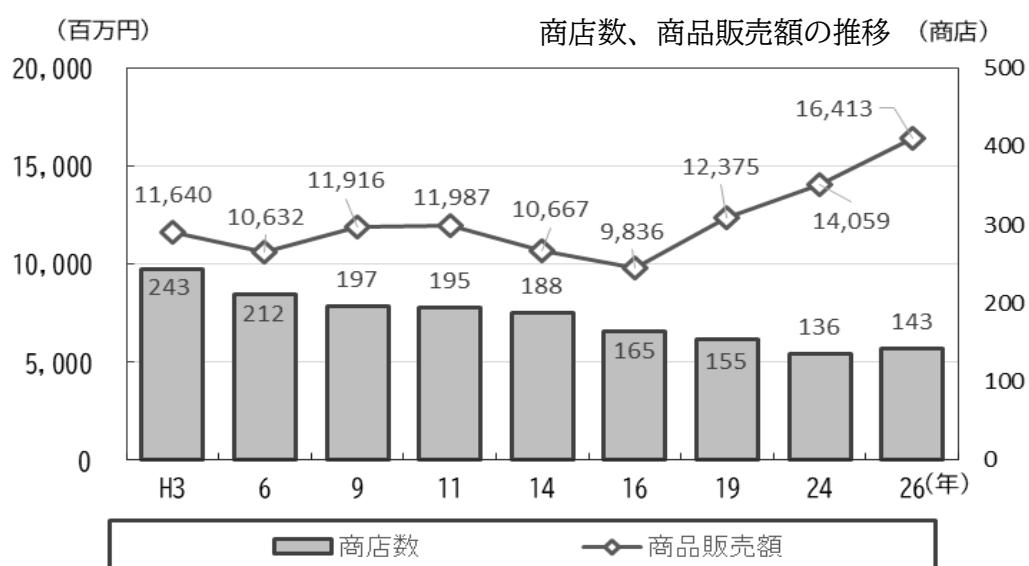
平成 21(2009)年にかけて、リーマンショックによる社会経済の低迷の影響を受け、大きく落ち込んでいますが、それ以外は一貫して増加の傾向を示していますが、令和 2(2020)年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた減少が懸念されます。



資料：御嵩町の統計

## （9）商店数・商品販売額

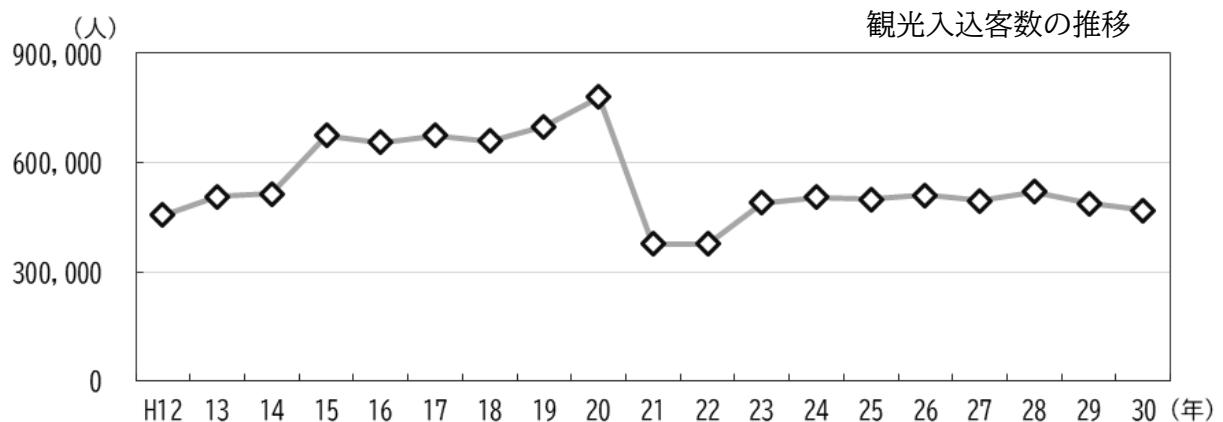
商店数は年々減少していますが、平成 24(2012)年から平成 26(2014)年にかけてはわずかながら増加しています。年間商品販売額は平成 16(2004)年以降増加傾向にあります。



資料：御嵩町の統計

## （10）観光入込客数

観光入込客数は、平成 20(2008)年から平成 21(2009)年にかけては、調査対象を年間 50,000 人以上の観光地に限定したため、大幅な落ち込みがみられます。平成 23(2011)年以降はほぼ横ばいの状態ですが、平成 28(2016)年から平成 30(2018)年にかけてはそれぞれ 20,000 人程度下降しています。

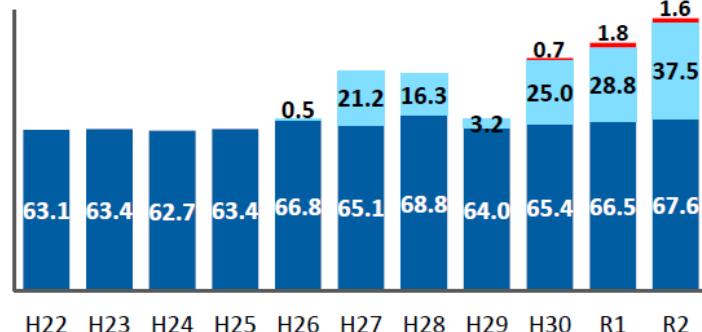


資料：御嵩町の統計

## ■基本データ

人 口 (H31.1.1現在)	18,371	人
面 積	56.69	km <sup>2</sup>
歳入総額	8,372,956	千円
歳出総額	8,098,274	千円
実質収支	179,874	千円
標準財政規模	4,558,970	千円

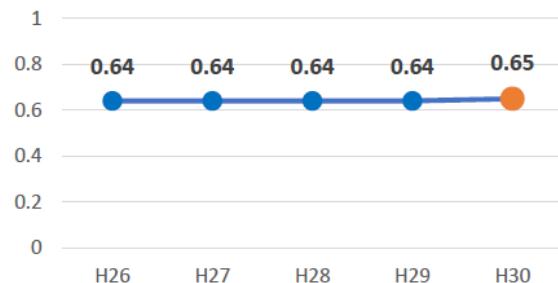
## ■当初予算額の推移(令和2年度当初予算 106億7,400万円)



## ■財政力指数

**0.65** (県内市町村平均:0.59)

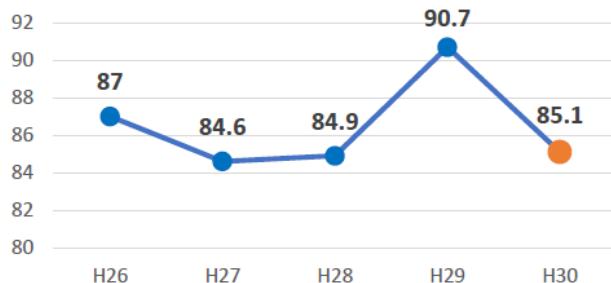
値が高いほど財政力が高い。（税収が多い。）  
概ね同水準を維持しており、現時点においては財政力基盤は比較的安定している。



## ■経常収支比率

**85.1%** (県内市町村平均:89.3%)

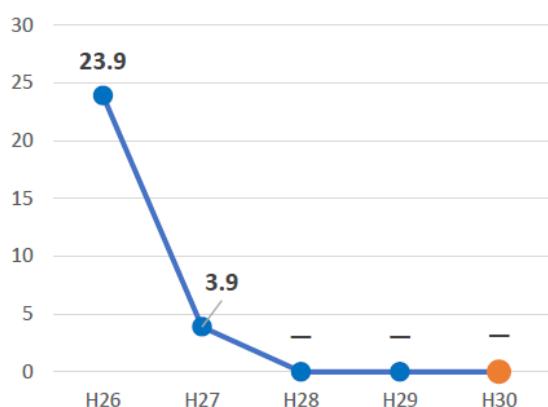
財政構造の弾力性を示すもの。数値が低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があるといえる。



## ■将来負担比率

— (県内市町村平均:—)

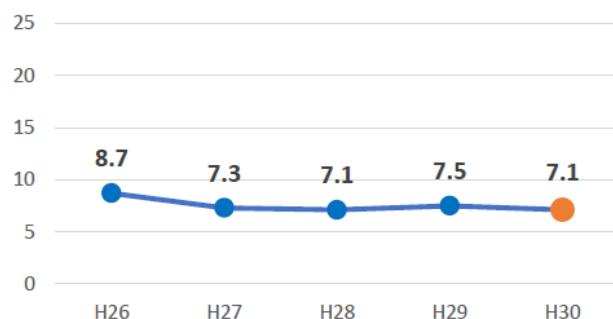
数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示しており、都道府県・政令市においては40%以上、市町村においては35%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な財政の健全化を図る必要がある。



## ■実質公債費比率

**7.1%** (県内市町村平均:5.4%)

数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示しており、地方財政法上18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、公債費負担適正化計画を策定する必要がある。また、財政健全化法上25%以上の団体は財政健全化計画を策定し自主的な財政の健全化を図る必要があり、35%以上の団体は財政再生計画を策定し、国等の関与のもと確実な再生を図らなければならない。



## ■地方債現在高

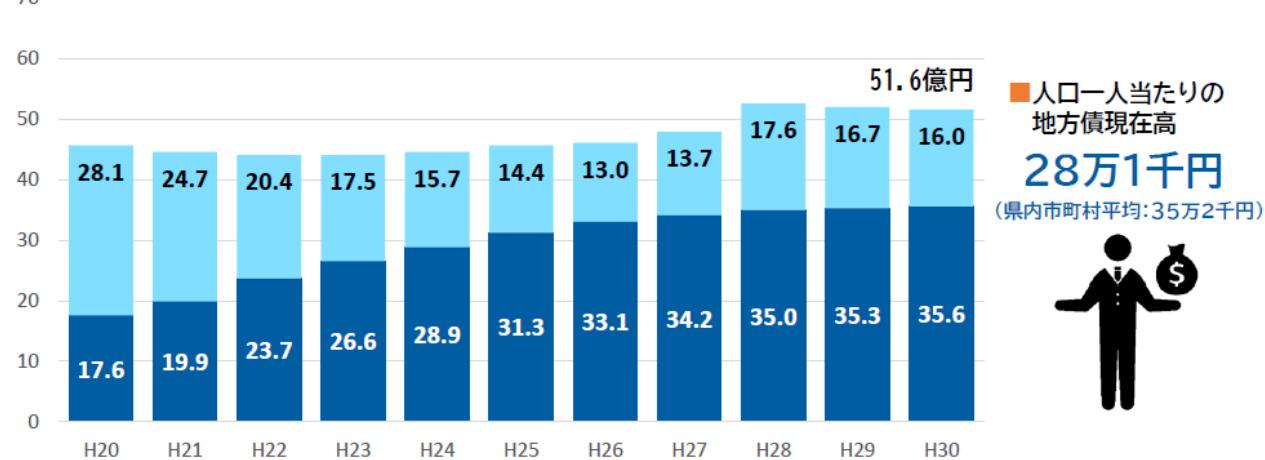
### 51億5,985万円 (県内市町村平均:171億3,600万円)

財務省や金融機関等から借り入れた地方債（元金）の平成30年度末現在高。近年では、滞在型農業体験施設（四季の家）や防災コミュニティセンターなどの施設整備のほか、学校の空調設備設置事業や防災行政無線の更新事業に借入を行っており増加傾向となっている。

■ その他の地方債

■ 臨時財政対策債…その返済額が、地方交付税の算定において計算され、100%国が負担してくれるもの

地方債現在高の推移(単位:億円)



■ 人口一人当たりの  
地方債現在高  
**28万1千円**  
(県内市町村平均:35万2千円)

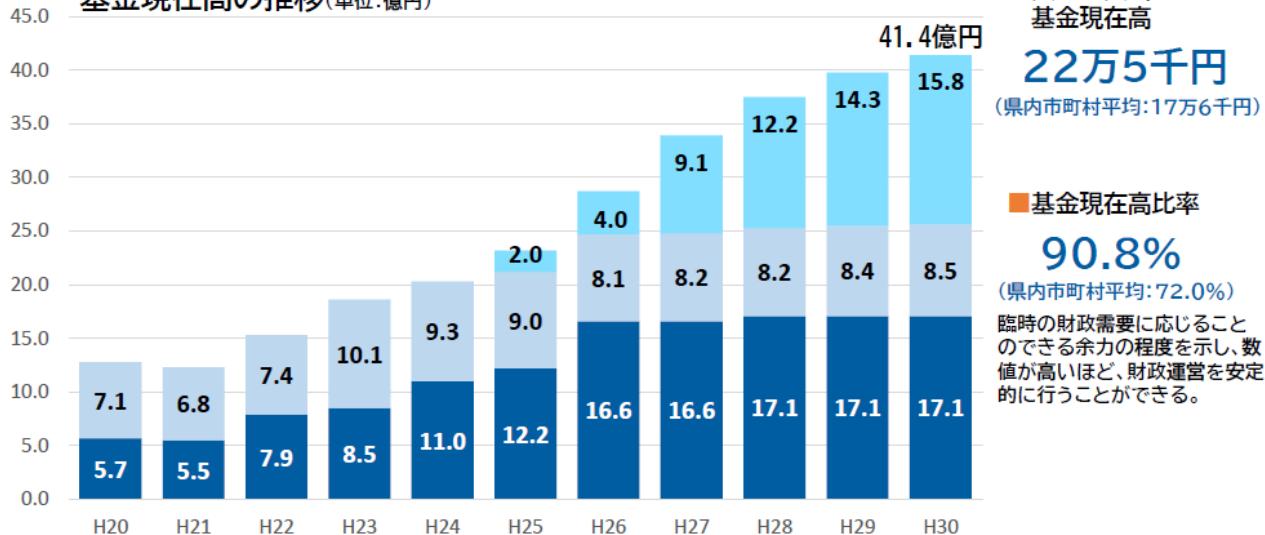


## ■基金現在高

### 41億3,925万円 (県内市町村平均:85億7,500万円)

将来の支出等に備えるために積み立てた資金の平成30年度末現在高。基金全体は増加傾向にあるが、これは新庁舎や児童館の整備事業に備え、特定目的基金の積み立てを継続していることによるもの。

基金現在高の推移(単位:億円)



■ 人口一人当たりの  
基金現在高  
**22万5千円**  
(県内市町村平均:17万6千円)

■ 基金現在高比率

**90.8%**

(県内市町村平均:72.0%)

臨時の財政需要に応じることのできる余力の程度を示し、数値が高いほど、財政運営を安定的に行うことができる。

### 3 御嵩町行政改革推進委員会設置条例

平成7年9月29日  
条例第15号

#### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した来るべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、御嵩町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、行政改革大綱等御嵩町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進につき必要な助言等を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する住民のうちから町長が任命する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務合理化を担当する課において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 御嵩町行政改革推進委員会の経過

令和元年12月16日	議題等 ・第六次行政改革大綱令和元年度上半期実績報告について ・第七次行政改革大綱の策定に向けて
令和2年7月16日	議題等 ・諮問 ・第六次行政改革大綱令和元年度下半期実績報告について ・第七次行政改革大綱の策定に向けて
令和2年11月6日	議題等 ・第六次行政改革大綱令和2年度上半期実績報告について ・第七次行政改革大綱の骨子（案）について
令和3年1月 ※書面開催	議題等 ・第七次行政改革大綱（案）について
令和3年3月26日	議題等 ・第七次行政改革大綱（案）のパブリックコメント実施結果策定について ・第七次行政改革大綱（案）の策定完了に關わる答申について

## 5 諒問書

御企調第49号  
令和2年7月16日

御嵩町行政改革推進委員会会長 様

御嵩町長 渡邊公夫

第七次御嵩町行政改革大綱について（諒問）

御嵩町行政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき、第七次御嵩町行政改革大綱の策定にあたり、貴委員会の意見を求める。

## 6 答申書

令和3年3月26日

御嵩町長 渡邊 公夫 様

御嵩町行政改革推進委員会  
会長 松浪 保夫

### 第七次御嵩町行政改革大綱について（答申）

令和2年7月16日付け御企調第49号で諮問のありました第七次御嵩町行政改革大綱（案）について、慎重に審議した結果、原案を適当と認め、下記のとおり意見を付して答申します。

#### 記

（1）人口減少や少子高齢化の進展、感染症対策や技術革新への対応など、さまざまな分野で課題がある中、第七次行政改革大綱においては、このような変革に向き合って、並行して審議を行っている「御嵩町第五次総合計画後期基本計画」と一体的に行政改革を進めること。

（2）行政改革の遂行に当たっては、次の事項を信条として進められたい。

- ①誇りと使命感を持って社会に奉仕すること。
- ②人権を尊重し公正かつ効率的に職務を遂行すること。
- ③人格を磨き能力を高め職員の心身の健康に努めること。

（3）町で行っている事業や業務が多様化する中、職員の専門的で高度な知識が不可欠となっている。（2）③に示したとおり、職員の心身の健康維持のためメンタルヘルスのチェック機能や相談体制の強化に努めるとともに、職員の異動等で間欠のないよう適切な人事管理と人材育成に努めること。

以上

氏名	所属等	備考
会長	一般社団法人 みたけスポーツ・文化俱楽部	松浪 保夫
副会長	岐阜大学地域協学センター	益川 浩一
委員	公募委員	石崎 信雄
委員	御嵩町農業委員会	鍵谷 幸男
委員	生活学校	斎藤 貞子
委員	金融協会(十六銀行)	重政 伸司
委員	御嵩町観光協会	鈴木 元八
委員	公募委員	矢野 千恵子
委員	御嵩町商工会青年部	山口 修

(委員 50 音順、敬称略)



## 第七次御嵩町行政改革大綱

発行:御嵩町

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

URL:<https://www.town.mitake.lg.jp>